

# 野々市市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託仕様書

## 1 業務名称

野々市市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務

## 2 業務の目的

本市は令和4年3月にゼロカーボンシティを宣言し、令和6年3月には第2次野々市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び野々市市カーボンニュートラル推進プラン（第2次野々市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））を改訂し、ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいる。

本業務は、本市が市域において率先して再生可能エネルギーを導入するため、太陽光発電設備等の導入が可能な公共施設や効果的な導入手法等について調査・検討し、公共施設への太陽光発電設備等の導入を計画的に進めるための基礎資料とするものである。

## 3 対象施設

本業務は別紙1に示す施設（以下「調査対象施設」という。）を対象として実施する。

## 4 業務の内容

本業務は、「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」における「地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援事業」のうち、「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業（第2号事業）」の採択を受け実施するもので、受注者は、当該事業の主旨や交付規程等に従い業務を遂行するものとする。

その他、国の関連計画やマニュアル、第2次野々市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び野々市市カーボンニュートラル推進プラン（第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編））、社会動向、最新の知見を踏まえた上で業務を遂行すること。

### (1) 考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討

#### ① 基本的な情報の整理

再生可能エネルギーの導入に向けて、地域特性や環境特性等、地域の個別の状況に関する基礎情報の収集及び現状分析を行うとともに、調査対象施設の基礎情報を整理するもの。

地域特性として、気象条件、土地利用状況、産業の状況等について調査する。

調査対象施設について、築年数、構造、延床面積、改修状況、改修予定、屋根の状況、施設規模、施設利用状況、反射光の影響等を整理するとともに、必要に応じて建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を行い、現地調査及び導入計画策定施設の絞り込みを行う。

本市は13.56km<sup>2</sup>という県内で最も面積の狭い市域であり、公共施設と住宅地や商業施設が隣接している。反射光の影響等、近隣の建築物や周辺環境への影響については配慮を要することから、こういった状況を考慮した上で調査・検討を行うものとする。

## ②現地調査及び導入計画策定施設の抽出

上記①の調査により、現地調査及び導入計画策定の対象施設を少なくとも 15 施設以上抽出する。

## ③現地調査

上記②の調査により抽出した施設について、導入計画を策定するために必要な現地調査を行う。

## (2)導入計画の策定

### ①発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

上記(1)で整理した情報を基に、太陽光発電設備等の導入ポテンシャルを施設毎に整理する。

<対象施設の建築的・構造的視点>

- ・屋根の形状や方位、面積
- ・屋根の防水工事等の必要性の有無
- ・日影規制等建築基準法の形態規制への適合性の確認
- ・発電設備等の設置規模に応じた安全性の確認(構造計算書により許容される設備荷重等を検討)
- ・その他、建築基準法等の各種法令の確認

<電力使用等の状況>

- ・電力使用量の整理(時間帯・季節別、平日・土日祝日別)
- ・既存電気設備の概要、使用状況

<その他>

- ・施設管理者の意向や日常的な施設利用の実態の確認
- ・災害時に避難所として活用することを想定した上での適切な発電設備等の規模の検討

### ②発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

上記(2)①で整理した情報を基に、施設毎の太陽光発電設備等の適切な設置規模を導く。特に蓄電池は、災害時の活用の観点を含めて設置規模を検討する。

- ・日射量
- ・想定発電量の算定(発電シミュレーション、設備利用率の設定等)
- ・パネル容量(枚数)及び蓄電池容量の算出、想定重量等
- ・設置位置及び設置方法(周辺への反射光の影響を回避または低減できる設置位置の検討)
- ・屋根の形状や支持部材等を考慮した設置工法の検討

## (3)再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置

## コストの調査・検討

上記（２）までで整理した結果を基に、施設毎に太陽光発電設備等の設置に係る事業性を検討し、以下の点を取りまとめて導入計画を策定する。

- ・導入手法（自己所有、リース、民間資金を活用した第三者所有（PPA）モデル及び）毎の総事業費（イニシャルコスト、ランニングコスト）の算出
- ・国等の補助金の活用
- ・二酸化炭素排出量の削減見込
- ・産業連関表等を用いた経済波及効果の分析

## (4)業務報告書の作成

調査・検討内容を精査し、業務報告書を作成する。報告書の内容は本市と事前に協議した上で作成するものとする。なお、実施段階ごとに業務の実施結果を中間報告書として提出すること。

## (5)打合せ協議

打ち合わせ協議は、業務着手時、中間（２回）、業務報告書等納品前の計４回を予定している。協議内容については受注者がその都度記録し、本市の確認を得ること。

## 5 実施期間

契約締結の日から令和７年１月１０日（金）まで

## 6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

成果品の作成にあたっては事前に市及び受託者間で協議することとする。

- ① 業務報告書 ２部
- ② 業務報告書【概要版】 ２部
- ③ 中間報告書 ２部
- ④ 打合せ記録等、その他関連資料 １式
- ⑤ 上記電子データ（CD-R等） １式

## 7 再委託

受注者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、本市の承諾を得なければならない。

※令和５年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）に係る Q & A 集 参照

## 8 その他

- (1) 本業務の実施に際しては、本市との十分な協議のもとに進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項等で、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と協議し決定するものとする。
- (3) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (4) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、野々市市情報公開条例（平成 11 年条例第 22 号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (5) 環境省の令和 5 年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の趣旨を理解し、実施要領、公募要領、交付規程、Q & A 集、補助事業の手引きを確認し業務にあたること。

## 9 契約時の留意事項

- (1) 業務の実施方法
  - ① 本業務の履行にあたり適切な人員を配置するとともに、本市と適宜連絡を取りながらその意図や目的を理解した上で業務を実施すること。
  - ② 自社の社員の中から、管理責任者及び担当者を選任すること。
- (2) 業務着手届等の提出

契約締結後 7 日以内に業務着手届、業務工程表、管理責任者等選任届、資格及び経歴書を本市に提出すること。
- (3) 著作権

本業務で得たすべての成果品は本市に帰属するものとし、本市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。
- (4) 情報管理等
  - ① 適正管理

受託者は、その業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - ② 利用及び提供の制限

受託者は、本市の指示又は承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は受託者以外の者へ提供してはならない。
  - ③ 複写、複製の禁止

受託者は、その業務を遂行するために本市から提供された情報が記録された資料等を、本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
  - ④ 資料等の返還

受託者は、その業務を遂行するため本市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、本市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

⑤ 遵守事項

受託者は、その業務に従事している者に対して、契約時の仕様書に記載されている事項に対して遵守させること。

⑥ 事故報告

受託者は、ここに定める事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、指示に従うものとする。